

三次高速道路事務所管内（特定更新等）

土木施工管理業務

特記仕様書

平成30年 5月

西日本高速道路株式会社中国支社

三次高速道路事務所

1 業務内容

1-1 業務名 三次高速道路事務所管内（特定更新等）土木施工管理業務

1-2 路線名 中国自動車道

1-3 履行場所

【現場】中国自動車道 自) 岡山県新見市高尾
至) 広島県安芸高田市美土里町

【管理用事務室】 広島県三次市西酒屋町 216（三次高速道路事務所内）

1-4 業務の対象等

業務の対象となる工事等の概要等は次のとおりとする。

(1) 工事等概要及び業務内容

1) <u>工事等に関する外業</u>	
工事等に関する外業とは、下記①～②に示す工事等について、施工管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）第2章2-3-1(1)①「業務の内容」に示す施工管理業務を行うことをいう。	
① <u>既発注工事</u>	
工事名	中国自動車道（特定更新等）本村川橋床版取替工事
工期	平成28年9月9日～平成31年2月25日（900日）
主な工事内容	別紙1-1「工事概要書」による
工事名	中国自動車道（特定更新等）西川橋床版取替工事
工期	平成29年9月7日～平成32年2月23日（900日）
主な工事内容	別紙1-2の「工事概要書」による
② <u>既発注調査等業務</u>	
業務名	平成30年度 中国地区土木改築技術業務
業務期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日（365日間）
主な業務内容	別紙2-1の「調査概要書」による
③ <u>未発注調査等業務</u>	
業務名	土質調査（未発注）
業務期間	平成30年5月～平成30年10月（150日間）（予定）
主な業務内容	別紙2-2の「調査概要書」による
2) <u>工事等に関する内業</u>	
工事等に関する内業とは、①～③に示す業務を行うことをいう。	
① <u>工事に関する工法変更資料作成及び新単価根拠資料作成</u>	
業務名	中国自動車道（特定更新等）本村川橋床版取替工事に係る工法変更資料等作成業務
業務期間	平成30年7月1日～平成31年6月30日

主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事の工法変更に必要な修正設計の照査、変更数量の取りまとめ及び図面照査 ・工法変更説明資料作成及び工法変更説明（概ね20回） ・工法変更に係る新単価の数量取りまとめ（概ね40項目） <p>上記業務は全て事前に協議の上実施するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価変動に伴うスライドの確認
業務名	中国自動車道(特定更新等)西川橋床版取替工事に係る工法変更資料等作成業務
業務期間	平成30年7月1日～平成32年2月13日
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事の工法変更に必要な修正設計の照査、変更数量の取りまとめ及び図面照査 ・工法変更説明資料作成及び工法変更説明（概ね20回） ・工法変更に係る新単価の数量取りまとめ（概ね40項目） <p>上記業務は全て事前に協議の上実施するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価変動に伴うスライドの確認
② 協議用資料作成業務	
業務名	地元説明会資料作成業務
業務期間	平成30年7月～平成31年6月
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事説明に必要な工事概要書、説明用図面、資料の作成 ・地元協議説明議事録の作成（概ね1ヶ月1回）
業務名	関係官公庁協議用資料作成業務
業務期間	平成30年7月～平成31年6月
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係官公庁への工事実施に必要な協議資料及び説明用図面の作成並びに協議議事録作成（概ね1ヶ月1回）
業務名	支障物件協議用資料作成業務
業務期間	平成30年7月～平成31年6月
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事支障物件（電力、通信、ガス、上下水道、有線）に関する占有者との工程調整に必要な工程表及び説明用図面の作成並びに協議議事録作成（概ね1ヶ月2回）
業務名	広島県高速隊、岡山県高速隊、NEXCO津山（高）、NEXCO千代田（高）協議用資料作成業務
業務期間	平成30年7月～平成31年6月
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県高速隊、岡山県高速隊、NEXCO津山（高）、NEXCO千代田（高）への交通規制協議に必要な説明用図面の作成及び協議議事録作成（概ね2ヶ月1回）

業 務 名	KDDI、NEXCO 津山（高）、NEXCO 千代田（高）協議用資料作成業務
業 務 期 間	平成30年 7月～平成31年 6月 /
主 な 業 務 内 容	・ KDDI、NEXCO 津山（高）、NEXCO 千代田（高）への光ケーブル近接施工協議に必要な説明用図面の作成及び協議議事録作成（概ね2ヶ月1回） /
③ 会計検査関連業務 /	
業 務 名	会計検査関連業務 /
業 務 期 間	平成30年 7月～平成31年 6月 /
主 な 業 務 内 容	・ 会計検査受検時の議事録作成（当該業務に係るもの） ・ 調査依頼に係る数量取りまとめ及び図面作成 （当該期間内に概ね 2件） /
3) 書類整備等に関する業務 /	
書類整備等に関する業務とは、①～②に示す業務をいう。 /	
① 書類確認 /	
業 務 名	工事請負人からの提出書類の確認 /
業 務 期 間	平成30年7月～平成31年6月 /
主 な 業 務 内 容	・ 発注工事に関する下記書類の確認 / 工事出来形部分検査調書、施工管理試験報告書、材料確認書・使用届書、工事図面、工事記録写真、工法検討資料その他施工管理要領及び土木工事共通仕様書に基づく提出書類 /
② 書類整備	
業 務 名	工事関係書類の整備業務 /
業 務 期 間	平成30年7月～平成31年6月 /
主 な 業 務 内 容	・ 発注工事に関する下記書類の整備 / 工事打合せ簿、出来形調書、施工管理試験報告書、材料確認書、使用届書、工事図面、工事記録写真 /
4) 巡回指導に関する業務	
巡回指導に関する業務とは、①～②に示す業務をいう。 /	
① 品質管理巡回指導	
業 務 名	工事現場の品質管理巡回指導 /
業 務 期 間	平成30年7月～平成31年6月 /
主 な 業 務 内 容	・ 品質管理巡回指導への参加、指導内容取りまとめ及び報告書案の作成 （概ね 12回（施工期間の単位月当りに概ね1回/工事）） /
② 安全管理巡回指導 /	
業 務 名	工事現場の安全管理巡回指導 /

施 工 期 間	平成30年7月～平成31年6月
主 な 業 務 内 容	・安全パトロールへの参加、指導内容取りまとめ及び報告書案の作成 (概ね 12回 (月当りに概ね1回) × 2工事)
5) 会議関係に関する業務	
会議関係に関する業務とは、①～②に示す業務をいう。	
① 工程調整会議	
業 務 名	三次高速道路事務所工程調整会議
施 工 期 間	平成30年7月～平成31年6月
主 な 業 務 内 容	・三次高速道路事務所工程調整会議への参加、当該業務の工事に関する 工程報告、他施工管理業務及び関係請負人との調整 (概ね 50回 (施工期間の週当りに概ね1回、1時間程度))
② 現場巡回	
業 務 名	三次高速道路事務所現場巡回
施 工 期 間	平成30年7月～平成31年6月
主 な 業 務 内 容	・当該業務の工事に係る現場巡回への参加 (概ね 100回 (施工期間の週当りに概ね1回、3時間) × 2工事)
6) その他業務	
① 来客案内	
業 務 名	三次高速道路事務所関係工事現場の来客案内業務
業 務 期 間	平成30年7月～平成31年6月
主 な 業 務 内 容	・来客案内に伴う、工事概要書、案内図等の作成及び取りまとめ ・現場における来客者への資料配布 (概ね 10人) ・現場における来客案内 (当社の社員が行うものを除く) (概ね 6回 (施工期間中4ヶ月に1回) × 2工事)

なお、工事概要及び業務内容に記載する時期・回数に大幅な変更がある場合は、必要な費用について発注者と受注者で協議して定めるものとする。

2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「施工管理業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は平成29年7月版とする。

なお、共通仕様書は西日本高速道路株式会社(以下「西日本会社」という。)のホームページよりダウンロードするものとする。

3 業務の実施

3-1 管理技術者等

共通仕様書1-7-1「管理技術者等」(3)については、共通仕様書によらず次のとおりとする。

(3) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合または履行期間が1年を超える業務で1年を超えて従事した場合で、共通仕様書1-7-1(2)により選定したものを設置することが困難な場合は、監督員の確認を得て、参加表明書または業務実施体制資料に記載した技術者と同等以上の資格・業務実績を有する者を配置することができるものとする。ただし、交代の時期は、業務の継続性等に支障が生じないようにしなければならない。

3-2 管理員の技術職種及び資格区分

共通仕様書2-2「管理員の技術職種及び資格区分」については、共通仕様書によらず次のとおりとする。

管理員の技術職種及び資格区分は、(別紙-1)「技術職種ごとの同等と認める資格要件」のとおりとする。

3-3 業務内容

業務内容は、施工管理業務のうち土木関係業務にあつては共通仕様書2-3-1「業務内容」によらず別表-1、別表-2のとおりとする。

3-4 業務を行うことができる日

次の各号に掲げる日を除く日である。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

3-5 業務を行うことができる時間帯

受注者が管理用事務室を使用できる時間帯は、午前7時から午後7時までとする。

3-6 業務を行うことができる日及び時間帯の変更

3-4及び3-5に示す事項に変更が生じる場合には、監督員と協議の上、変更ができるものとする。

4 管理用事務室

共通仕様書1-10に示す管理用事務室は、西日本会社中国支社三次高速道路事務所の一部(約5m²)とする。

また、工事請負人が西日本会社の指示により設置した監督員詰所についても業務実施期間中で使用できるものとする。なお、この使用に要する費用については本特記仕様書5-2に示すとおりとする。

5 貸与品等に関する事項

5-1 貸与品

契約書第11条第1項に規定する貸与品は、次のとおりとする。なお、この使用に要する費用については本特記仕様書6-2に示すとおりとする。

品名	貸与可能数量	引渡場所及び引渡時期	貸与期間	備考
管理用事務室	約5m ²	三次高速道路事務所 平成30年7月1日	平成30年7月1日～ 平成31年6月30日	
管理用自動車駐 車場	25m ² (2台分)	〃	〃	
机	3台	〃	〃	
椅子	3脚	〃	〃	
ロッカー	3台	〃	〃	
電話回線 (電話機)	電話回線1本 (2台)	〃	〃	
パソコン	3台	〃	〃	アプリケー ション含む

5-2 有償・無償の別

(1) 有償とする貸与品等は以下のとおりとする。なお、有償とする貸与品等の使用料及び取扱いについては本特記仕様書8-2～8-3に示すとおりとする。

- ①管理用事務室における光熱水等の(電話・FAX等通信費を含む)使用料
- ②パソコンの貸与及び共有プリンターの使用料

(2) 無償とする貸与品等は以下のとおりとする。

- ①机、椅子及びロッカーの使用
- ②管理用事務室の使用に伴う使用料
- ③管理用自動車駐車に伴う使用料
- ④業務用プレートの交付及び使用
- ⑤監督員詰所の使用

(3) 借用書及び返納書

下記項目について貸与を受ける場合は、監督員に借用書、返納書を提出するものとする。

- ①パソコン
- ②机、椅子及びロッカー

6 管理用自動車の配置

(1) 管理用自動車は次のとおりとする。

台数	期間	摘要
2台	平成30年7月1日～ 平成31年6月30日	1,500cc ライトバン

7 パソコン等の取扱い

(1) パーソナルコンピューター

受注者は、当社が貸与するパソコン及び業務上必要なシステムの利用にあたり、監督員が貸与するマニュアル（外部機関職員のネットワーク資源の利用について）を遵守しなければならない。

(2) モバイル端末

受注者は、現場立会時で安全に不備があるなどの緊急時において、必要な現場写真等を監督員及び工事受注者に情報伝達するための環境（ツール）を、受注者自らが次のとおり用意するものとする。

台数	期間	摘要
1台	平成30年7月1日～ 平成31年6月30日	モバイル端末代及び毎月の通信費を含む

(3) 技術基準管理システム

受注者は、現場立会等において受注者自らが用意するモバイル端末から、発注者の用意する技術基準管理システムに次のとおり接続する。受注者の負担する利用料は、本特記仕様書8-5に示す。なお、本接続に必要な費用は、間接原価・その他原価（諸経費）に含まれるものとし、発注者から受注者に対して別途の支払いは行わない。

台数	期間	摘要
1台	平成30年7月1日～ 平成31年6月30日	

なお、モバイル端末の当社システムへの対応については、参考-1に示す。

8 出張旅費等

8-1 出張旅費

出張旅費予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、240,000円を計上している。出張旅費は、契約書第16条の2規定に基づき監督員が必要と認めたものについて、精算するものとし、精算方法は調査等積算基準によるものとする。

8-2 光熱水等の使用の取扱等

光熱水等の使用については、当該月額、並びに当該月額の消費税及び地方消費税額（当該金額に適用される消費税及び地方消費税率を乗じて得られた額）を月々、各々

の履行場所の三次高速道路事務所に別途支払うものとする。

光熱水等使用料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、1人1ヶ月当たり4,000円とする。

8-3 パソコン等の使用の取扱等

パソコン等の使用については、当該月額、並びに当該月額の消費税及び地方消費税額（当該金額に適用される消費税及び地方消費税率を乗じて得られた額）を月々、各々の履行場所の三次高速道路事務所に別途支払うものとする。

パソコン等使用料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）については、1台1ヶ月当たり4,600円とする。

8-4 不動産等の取扱い

不動産の貸与については、使用料を徴収しないものとする。

8-5 モバイルによる技術基準管理システム利用料

モバイル端末（iosに限る）から技術基準管理システムへの接続利用料は、当該月額、並びに当該月額の消費税及び地方消費税額（当該金額に適用される消費税及び地方消費税率を乗じて得られた額）を月々、各々の履行場所の三次高速道路事務所に別途支払うものとする。

モバイルによる技術基準管理システム利用料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）については、1台1ヶ月当たり1,060円とする。

9 業務用プレートの交付

西日本会社は管理用自動車が必要な道路に乗り入れる場合は、業務用プレート等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート等を適正に使用し管理するとともに、本業務以外の目的に使用してはならない。

業務名	業務履行場所	道路名	区間	備考
施工管理業務	三次高速道路事務所	中国自動車道	北房 IC～千代田 IC	

10 補足事項

10-1 次年度7月以降の取扱い

本業務は、次年度7月以降も行う予定である。次年度7月以降の業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の業績評価及び、発注者が提示する次年度7月以降の業務内容等に対して受注者が作成する配置予定技術者資料（別添様式1）を勘案し、本業務の実施者と特命随意契約をする場合がある。

なお、この場合次年度7月以降の配置予定技術者資料における管理技術者については、本業務において届出たものを予定しなければならない。ただし、共通仕様書1-7-1（3）の理由による場合はこの限りではない。

10-2 適用すべき諸基準等の読替え

適用する諸基準等に記載された「日本道路公団」及び「JH」の字句は、「西日本高速道路株式会社」と読替えて適用するものとする。

10-3 施工管理業務実績証明書の発行

東・中・西日本高速道路(株)では、平成29年度より施工管理業務の実績証明書を発行し、以後の業務に共同して活用することとした。実績証明書の受領を希望する場合は、本業務の契約期間中に様式2の発行申請書を監督員に提出するものとする。

以 上

(別紙－1) 技術職種ごとの同等と認める資格要件

管理員資格の資格区分及び技術職種

資格要件等		資格区分	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ
資格区分ごと下記②～⑤のいずれかに該当する者を同等と認める					
各技術職種共通 (通知、認定を受けた職種において有効)	<p>①下記を満足する者 -</p> <p>1) 技術職種に必要な資格を有する者</p> <p>2) JHまたはNEXCO3会社等が発注した施工(調査等)管理業務での下記の経験を有する者^{※4}</p> <p>a) 右欄の管理員資格以上の管理員^{※1}として</p> <p>b) 右欄の年数以上の業務経験を有する者^{※2※4}</p>	<p>1) 下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足かつ</p> <p>2) a) 技師C、施工管理中級または管理員Ⅱ</p> <p>b) 5年以上かつ管理技術者として3年以上^{※3}</p>	<p>1) 下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足かつ</p> <p>2) a) 技術員、施工管理初級、管理員Ⅲ、国土交通省、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社とそれぞれの前身の旧公団、特殊法人等、地方公共団体、地方公社または大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した發注者支援業務等(土木)(積算技術業務、工事監督支援業務、施工管理業務)の実績を含む。^{※11※13}</p> <p>b) 3年以上</p>	<p>1) 下表の技術職種「○」のいずれかの資格要件を満足または以下のア)からウ)の業務のうち、いずれかの実務経験を1年以上有する</p> <p>ア) 日本道路公団の施工(調査等)管理業務(土木)または西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社の施工管理業務(土木)</p> <p>イ) 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社またはそれぞれの前身の旧公団の發注者支援業務等(土木)(積算技術業務、工事監督支援業務、施工管理業務(土木))</p> <p>ウ) 国土交通省が發注した發注者支援業務(土木)(積算技術業務、工事監督支援業務)</p> <p>エ) 特殊法人等、地方公共団体、地方公社または</p>	

資格要件等	資格区分	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ
			大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務等(土木)(積算技術業務、工事監督支援業務) ㉑) 日本道路公団、西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社またはそれぞれの前身の旧公団、特殊法人等、地方公共団体、地方公社または大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計業務、土木調査検討・計画策定業務、土木管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務※ 13 2) 不要	
②平成11年度までに旧日本道路公団(以下「JH」)に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に財団法人高速道路調査会(以下「調査会」)から管理員番号の通知を受けた者 ③平成12年度から平成17年度までにJHに右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に調査会から管理員番号の通知を受け、かつ平成22年度までに更新講習の受講を受けた者 ④平成18年度から平成20年度までに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」)に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に調査会から管理員番号の通知を受けた者	技師B	技師C	技術員	
⑤平成21年度及び平成22年度に調査会が実施した管理員講習会の右欄の修了証の交付を受けた者	施工管理上級	施工管理中級	施工管理初級	

資格要件等		資格区分	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	
技術職種ごとに必要な資格			①の場合は「○」のある、いずれかの資格要件を満足すること（管理員Ⅰ、管理員Ⅱは経験も必要）			
技術職種	土木	技術士（総合技術監理部門※ ⁵ ）	○	○	○	
		技術士（建設部門※ ⁶ ）	○	○	○	
		技術士（農業部門※ ⁷ ）	○	○	○	
		技術士（森林部門※ ⁸ ）	○	○	○	
		RCCM※ ⁹	○	○	○	
		土木学会（特別上級技術者※ ¹⁰ ）	○	○	○	
		土木学会（上級技術者※ ¹⁰ ）	○	○	○	
		土木学会（1級技術者※ ¹⁰ ）		○	○	
		土木学会（2級技術者）			○	
		1級土木施工管理技士	○	○	○	
		2級土木施工管理技士			○	
		技術士補（建設部門※ ⁶ ）			○※ ¹²	○
		技術士補（農業部門※ ⁷ ）			○※ ¹²	○
		技術士補（森林部門※ ⁸ ）			○※ ¹² ／	○／

- ※1：施工（調査等）管理業務の契約において、右欄の管理員資格として配置された契約（業務実施時に所有していた管理員資格ではなく、業務配置上の管理員資格をいう）。
- ※2：施工（調査等）管理業務の契約において、a)の管理員資格以上で配置された契約の累計期間をいう。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※3：施工（調査等）管理業務における管理技術者をいい、現場業務責任者は、管理技術者の経験には含まない。期間は、複数の契約の合計でも良い。また、管理員としての期間と重複しても良い。
- ※4：管理員及び管理技術者の施工（調査等）管理業務の業務経験は、JHまたはNEXCO3会社において、職員又は社員として課長、工事長又は助役以上で従事した期間を含むことができる。
- ※5：総合技術監理部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、農業土木、森林土木
- ※6：建設部門の専門科目は、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境
- ※7：農業部門の専門科目は、農業土木
- ※8：森林部門の専門科目は、森林土木
- ※9：RCCMの部門は、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境
- ※10：特別上級技術者・上級技術者・1級技術者の部門は、鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、調査・計画、設計、施工・マネジメント、メンテナンス、防災、総合、河川・流域、海岸・海洋、都市・地域、トンネル・地下、橋梁、調査・測量、マネジメント
- ※11：管理技術者においても、国土交通省業務、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社とそれぞれの前身の旧公団の経験の実績を含む。さらに特殊法人等、地方公共団体、地方公社または大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務等（土木）（積算技術業務、工事監督支援業務）の実績を含む。
- ※12：管理技術者においては、技術士補は除く
- ※13：特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、成田国際空港(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力

研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

・地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

・地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

・大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。